

見本 A

【収入に関する証明書の見本】

(添付する書類はコピーで可。)

別紙 ②

平成30年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与以外の合算 所得区分 総所得金額①
所得控除	雑 損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 (摘要)	障・寡・勤 配偶者特別 扶 養 基礎 所得控除合計② 控除対象配偶者欄に「*」「★」「1」「有」が記載されている場合は、配偶者の所得証明は不要です。

市民税	税額控除前所得割額	
市民税	税額控除額⑤	
市民税	所得割額⑥	
市民税	均等割額⑦	
府民税	税額控除前所得割額④	
府民税	税額控除額⑤	
府民税	所得割額⑥	
府民税	均等割額⑦	
府民税	特別徴収税額⑧	
府民税	控除不足額⑨	
府民税	既 充 当 額⑩	
府民税	既 納 付 額⑪	
府民税	差引納付額⑫⑬⑭⑮⑯	
府民税	変更前税額⑲	
府民税	増減額⑳⑳-㉑	
府民税	変 更	

「市町村民税所得割額」	指定番号
住	所
+ 宛 名 番 号	
「道府県民税所得割額」	※第321条(6)の規定によって通知します。 ※60日以内に市長に対して異議申立てを 決定の送達を受けた日の翌日から起算し してなすこととされています。 ※なお、処分の取消しの請求は、前記の異議申立てに対する決定を結了後でなければ提起することができません。

平成 年 月 日 大阪市長

納付	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
差引納付額(⑫)⑬⑭⑮⑯												

問合せ先：大阪市 ○○○ 市税事務所 個人市民税担当 電話 (06)○○○-○○○

控除対象配偶者欄に「*」「★」「1」「有」が記載されている場合は、配偶者の所得証明は不要です。

見本 B

[大阪市の例] (①、②、③をすべて提出してください。)

平成30年度 市民税・府民税 納税通知書兼税額決定(充当)通知書

課税区 台帳番号 区分

この通知書で納める税額(普通徴収税額)の各納期の納付額及び納期

期別	税 額(㉒)	充 当 額(㉓)	差引納付額(㉔-㉕)	納 期 限
第1期	円	円	円	平成30年 6月30日
第2期	円	円	円	平成30年 8月31日
第3期	円	円	円	平成30年10月31日
第4期	円	円	円	平成31年 1月31日

上記の普通徴収税額(差引納付額)は、ご指定の金融機関口座から、各納期限の日に引き落とします。

金融機関 名 支 店 名 租 金 種 別 口座番号 振替方法

公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)の徴収月及び徴収額	徴収月	税 額	変更前税額	差引増減額
30年4月	円	円	円	円
30年5月	円	円	円	円
30年8月	円	円	円	円
30年9月	円	円	円	円
30年10月	円	円	円	円
30年11月	円	円	円	円
30年12月	円	円	円	円

上記の特別徴収税額のうち、平成30年10月以降の税額は次の公的年金の種類の

公的年金の種類	平成31年度の税額として公的年金から差し引く税額(仮特別徴収税額)の徴収月及び徴収額
徴収月	税 額
31年 4月	円
31年 5月	円
31年 6月	円
31年 7月	円
31年 8月	円

平成30年度 市民税・府民税課税明細書(その1)

課税区 台帳番号 区分

所得区分別	所得金額	繰越損失	扶養親族等該当区分	本人該当区分	所得控除の内訳
営業	円	円			雑 損
業 業	円	円			医 療 費
社 会 保 険 料	円	円			社 会 保 険 料
小 規 模 企 業 共 済	円	円			小 規 模 企 業 共 済
生 命 保 険 料	円	円			生 命 保 険 料
地 震 保 険 料	円	円			地 震 保 険 料
障 害 配 偶 者 特 別 扶 養	円	円			障 害 配 偶 者 特 別 扶 養
基 礎 配 偶 者 特 別 扶 養	円	円			基 礎 配 偶 者 特 別 扶 養
合 計	円	円			合 計

算出所得割額の合計①

市民税・府民税の内訳	市民税	府民税	合 計
算出所得割額の合計①	円	円	円
調整控除額②	円	円	円
配当控除額③	円	円	円
居住用入金等特別徴収税額④	円	円	円
所得割額控除額⑤	円	円	円
外国税額控除額⑥	円	円	円
等割額控除額⑦	円	円	円
差引所得割額(①-⑧)	円	円	円
均等割額⑨	円	円	円
特別徴収税額⑩	円	円	円
増減額⑪⑫⑬⑭⑮⑯	円	円	円

平成30年度 市民税・府民税課税明細書(その2)

課税区 台帳番号 区分

合計税額の明細

税 種	金額
年税額	0円
①の①の給与から差し引く税額(特別徴収税額)	0円
②の①の給与から差し引く税額(特別徴収税額)	0円
③の①の公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)	0円
④の①の居住用入金等特別徴収税額(平成30年4月～平成30年8月分)	0円
⑤の①の所得割額控除額(平成30年4月～平成30年8月分)	0円
⑥の①の外国税額控除額(平成30年4月～平成30年8月分)	0円
⑦の①の均等割額控除額(平成30年4月～平成30年8月分)	0円

配当割額・株式等譲渡所得割額(7)に関する明細

明 細	金 額
⑦のうち所得割額の控除しきれなかった額	0円
⑦のうち所得割額を超過した額	0円

平成30年度 市民税・府民税課税明細書(その3)

課税区 台帳番号 区分

「市町村民税所得割額」	「道府県民税所得割額」
算出所得割額①	算出所得割額①
調整控除額②	調整控除額②
配当控除額③	配当控除額③
居住用入金等特別徴収税額④	居住用入金等特別徴収税額④
所得割額控除額⑤	所得割額控除額⑤
外国税額控除額⑥	外国税額控除額⑥
均等割額控除額⑦	均等割額控除額⑦
差引所得割額(①-⑧)	差引所得割額(①-⑧)
均等割額⑨	均等割額⑨
特別徴収税額⑩	特別徴収税額⑩
増減額⑪⑫⑬⑭⑮⑯	増減額⑪⑫⑬⑭⑮⑯

※第321条(6)の規定によって通知します。 ※60日以内に市長に対して異議申立てを決定の送達を受けた日の翌日から起算してなすこととされています。 ※なお、処分の取消しの請求は、前記の異議申立てに対する決定を結了後でなければ提起することができません。

問合せ先：大阪市 ○○○ 市税事務所 個人市民税担当 電話 (06)○○○-○○○

この通知書で納める税額(普通徴収税額)がある場合は、右に記載の各納付期限までに納めてください。
 ②が年金から差し引く税額(特別徴収税額)がある場合は、右に記載のとおり各納付期限までに納入してください。
 ③が特別徴収税額決定(充当)通知書と税額明細書は、あわせて「所得(所得)証明書」として使用できる場合があります。 ※大抵の場合、令和3年度に限り有効です。
 ④が特別徴収税額決定(充当)通知書と税額明細書は、あわせて「所得(所得)証明書」として使用できる場合があります。 ※大抵の場合、令和3年度に限り有効です。
 ⑤が特別徴収税額決定(充当)通知書と税額明細書は、あわせて「所得(所得)証明書」として使用できる場合があります。 ※大抵の場合、令和3年度に限り有効です。